

器の製造、貯蔵、使用の禁止について声明等を行なっているが、化学・生物兵器は核兵器に劣らず残虐な兵器であり、それが使用される場合の危険は、はかり知れないものがある。よってわれわれは、日本政府が一日も早くジュネーブ議定書の批准手続きを進めるとともに、核兵器と同様、化学・生物兵器についてもその製造、貯蔵、使用を絶対に行なわないことを宣言するよう強く要請する。

8-16

総学庶第1662号 昭和44年11月1日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 江上不二夫

(写送付先：総理府総務長官、科学技術庁長官、  
大蔵、文部および自治各大臣)

歴史資料保存法の制定について(勧告)

標記のことについて、本会議第55回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

民族の文化的遺産を正しく継承することは、それぞれの民族に課せられた欠くことのできない責務である。

われわれは、現在、わが国において、日本民族の最も貴重な文化遺産の一つである、歴史資料が急激かつ大量に失われつつあることを深く憂慮する。

よってここに政府が可及的すみやかに、歴史資料の急激な散逸の防止、その保存さらにその活用のため必要な措置をとることを要望する。そのため、歴史資料保存法の制定を含む有効な措置をとり、目的達成のため遺憾なきを期せられたい。

(別添)

「歴史資料保存法の制定について(勧告)」の説明

ここにいう歴史資料とはわが国に存在する文書(古文書を含む)。記録類のことであるが(詳細は後述)これらの資料は大太平洋戦争による災害、敗戦以後の大きな社会変革等により、大量に消滅した。現在でも時々刻々散逸しつつある。

歴史資料の一方の中心をなす江戸時代までの古文書・記録類について見れば、古代(奈良・平安時代)のものは国家機関・大寺社等により比較的手厚く保護されており、それらの解説・公刊もほぼ全面的に行なわれている。中世(鎌倉・室町時代)の古文書・記録類については、時代が下るにつれて保護が十分行届いていないのが現状である。更に近世(江戸時代)の古文書・記録類になると、その大部分については、これまで何等の保護もなされてこなかったといっても過言ではない。旧大名の古文書・記録類は華族制度の廃止と共に大量に散逸した。町方のものは戦災によってその殆んどが焼失した。全国各地に存在した農村文書は、戦後の土地改革による地主の没落、ここ数年来の急激な社会変化により、今や全面的亡失の直前にある。

歴史資料のもう一方の中心である明治以降の公文書類についても事態はほぼ同様である。明治前半期の戸長役場の資料は、江戸時代の農村文書と同様の運命を辿りつつある。また明治22年の市制

・町村制実施以降の公文書類はそれぞれの役場において保管されていたのであるが、たびかさなる町村合併の都度、大量に廃棄されてきており、明治後半～終戦までの公文書類を一点も有しないような市町村も少なくない。

事態は右の如くまことに深刻である。にも拘らず歴史資料の散逸、廃棄を阻止するための体系的措置は全く取られておらず、このままに放置すれば、間もなく取返しのつかない危機に陥入ることは明白である。

以上の如き憂慮すべき事態を阻止し、貴重な国民的文化遺産を後世に伝えるために、文書館の設置を骨子とする歴史資料保存法の制定が緊急に必要なのである。

### 歴史資料保存法にとり入れるべき内容案

#### 第1 歴史についての規定

ここにいう歴史資料とは、A) 近世以前についてはすべての古文書・記録類。B) 明治以降については、戸長役場文書・市町村役場文書・都道府県庁文書・国の出先機関の文書。C) 明治以降の私的文書・記録類のうち重要なものことである。

#### 第2 保存措の大綱

歴史資料は、現地において現物のまま保存することを原則とする。

##### 説 明

1. ここにいう現地とは、厳密には資料現蔵機関または現蔵者の所在する市区町村のことであるが、広義にはその市区町村の属する都道府県のことである。
2. 歴史資料は地方的性格がきわめて強く、国が一カ所ないし数カ所に集中保存することは好ましくない。またそれは量的に不可能である。
3. 資料のうち近世以前のものについては現物保存が絶対に必要である。明治以降のものについては、それが量的に龐大であり、今後も継続して作成されるものについては、マイクロ・フィルム化等の措置をすることができる。

#### 第3 文書館設置の大綱

歴史資料保存法は文書館の設置につき次の如き大綱を定める必要がある。

1. 文書館は各都道府県単位に必ず設置する。市区町村については、その設置を促進するための措置を講ずる。
2. 文書館は新設されることが望ましいが、既設の機関——各单位自治体（都道府県市区町村）の図書館・博物館・資料館・公民館等——を文書館にあてることができる。
3. 文書館の設置・運営のための財政的措置は、各单位自治体の財源を以てすることを原則とするが、国もまた財政上の助成措置をとるべきである。

#### 第4 文書館の業務に関する規定

歴史資料保存法は文書館の業務につき次の如き大綱を定める必要がある。

1. 各单位自治体の公文書記録類のうち、一定の年限を経過したものは文書館に移管する。各地域内において上級諸機関の出先機関の所有する公文書記録類についても同様の措置をとることができる。

文書館は移管を受けた公文書記録類の保存・整理・目録・作成・副本作成等を行なう。

#### 説 明

上記は公文書記録類を対象とする業務であるから、法的に規制し得るものであり、文書館の基底的業務となる。

- 管内における民間所有の資料（近世以前の古文書・記録類並びに明治以降の私的文書のうち重要なもの）の調査・整理・目録作成・副本作成等を行ない、併せて保存措置の助成等を計る。また、管内における民間資料を受託・購入することができる。受託購入した資料についても保存・整理・目録作成・副本作成等を行なう。

#### 説 明

民間所有の資料は私有財産であるから、文書館への移管を強制することはできない。ただし、所管地域内の民間資料の調査等については、文書館の業務として規定しなければならない。

民間資料の所蔵機関または所蔵者は、古文書館による資料調査等に対し、協力することとする。

文書館による資料調査は一定の学識・経験・資格を持つ者の責任において施行する。

- 文書館が所蔵する資料並びに調査結果はすべて公開し、利用者の便益を計らねばならぬ。

#### 付 記

公開に当っては無料を原則とする。

- 文書館は他文書館並びに関連諸機関（大学・図書館・博物館等）との連絡・調整業務を行ない、その結果を公開し、利用者の便益を計らねばならぬ。

#### 説 明

それぞれの都道府県内の市区町村文書館は相互に目録・情報等を交換する。

都道府県文書館は管内の市区町村文書館等の目録・情報等を取りまとめる。

また都道府県文書館は相互に目録・情報等を交換する。

### 第5 専門職員に関する規定

文書館には専門の職員を置かねばならない。専門職員の認定・養成については別に定める。

### 第6 委員会制度に関する規定

歴史資料保存法の運用を適切ならしめるために、国並びに都道府県は委員会を設ける。市区町村もまた委員会を設けることができる。

それぞれの委員会は民主的に選ばれた学識経験者を中心として構成する。

- 国の委員会は次の事項を処理する。
  - (1) 歴史資料保存法による文書館の設立の推進
  - (2) 国による財政上の助成措置の推進
  - (3) 専門職員の認定と養成に関する措置
  - (4) 文書館相互の連絡・調整と全国的情報業務
- 都道府県の委員会は次の事項を処理する。
  - (1) 都道府県文書館並びに管内市区町村文書館の業務実施の大綱についての国の委員会への

## 報告

- (2) 他の都道府県文書館との連絡
  - (3) 管内市区町村文書館相互の連絡・調整
  - (4) 専門職員の暫定的認定に関する措置
  - (5) 目録作成等文書館の業務基準の設定
3. 市区町村の委員会は次の事項を処理する。
- (1) 当該市区町村の属する都道府県委員会に対する業務大綱の報告
  - (2) 同一都道府県内の他の市区町村文書館との連絡
  - (3) 目録作成等文書館の業務基準の設定

## 参 考

### 第1 歴史資料保存法と文化財保護法との関係

文化財保護法は保護すべき対象を、有形文化財、無形文化財、民俗資料、記念物、埋蔵文化財に大別している。有形文化財は建造物と美術工芸品に分けられている。その美術工芸品は絵画・彫刻・工芸品・書跡等に分類されている。古文書・記録類のうち、「文化財」たるに価するとされたものは「書跡」として指定されるのであり、その数は、もちろんごく少ない。要するに文化財保護法は歴史資料の中心たる古文書・記録類を保護するようには作られていない法律なのであって、それ故にこそ歴史資料保存法が必要なのである。

### 第2 文書館と既設の諸機関との関係

歴史資料保存利用の機関として著名なものは、東京大学史料編纂所及び文部省史料館である。この代表的な両者について言及すれば、それ以外の機関との関係は自ら明白になる。東大史料編纂所は、主として古代・中世・明治維新政治史関係の文書・記録の写本・影写本等の作成あるいは写真撮影を行ない、それらの資料によって「大日本史料」、 「大日本古文書」等の刊行を行なう機関である。その調査範囲は近世には殆んど及ばず明治以降には全くといってよいほど及んでいない。

文部省史料館は全国各地の近世文書を保存・整理している機関であって、その機能は本勧告に構想されている文書館に極めて近い。しかしながら文部省史料館は、多分に偶然的にそれらを集めているのであって、一地域の文書・記録類を体系的に把握しているわけではないし、それらに関する情報を持っているわけでもない。要するに文部省史料館は機能としては文書館に近似しているにも拘らず、明白な地域集中性を持っていないのである。

本勧告における文書館はいわば、地方文書館であって、歴史資料の地方性を重んじ、現地（広くて県単位）において資料の保存・利用を計るための機関である。かかる機関としては「山口県文書館」、 「埼玉県文書館」並びに各地方公共図書館における郷土資料室などがある。しかしこれらは未だ弱体であり、きわめて少数である。本勧告は、これら弱体なものを一層強化すると共に全国的に文書館設立を推進することを目的とするものである。

\* なお、現在建築中で近年開館予定の「国立公文書館」は国家機関（中央省庁）の公文書保存利用のための機関であって、本勧告における地方文書館とはその保存対象を異にする。

### 第3 わが国における地方公文書保存の現況について

1968年11月、日本歴史学協会資料問題特別委員会は、都道府県、市区町村に対し公文書の保存・利用についてのアンケート調査を行なった。都道府県のうち回答のあったものは37市区町村については~~100~~<sup>54</sup>であった。その結果の一部をごく簡単に記すと次のようになる。

#### 1. 大平洋戦争による災害、戦後の混乱などによる滅失について

	県 段 階	市区町村段階
有	16	19
無	8	19
廃棄処分	0	9
回答なし及不明	13	9
	37	56(複数回答)

※ 災害・混乱による滅失は相当広汎にわたっている。殊に県段階はひどい。

※※ 市区町村段階では合併による公文書廃棄が相当に行なわれた。

#### 2. 公文書はどのように保存されているか。

	県 段 階	市区町村段階
各課別保存	8	10
庁内書庫等	35	45
図書館・文書館等	2	0
マイクロ化	5	3
	50	58

(いずれも複数回答)

※ 庁内の何等かの施設に保存しているものが圧倒的である。

#### 3. 公文書保存・利用につき当面している諸問題は何か。

	県 段 階	市区町村段階
整理分類管理	8	13
マイクロ化・ファイリング化	12	10
収容施設狭隘	19	31
専任職員不足	1	4
保存規程の再検討	7	7
閲覧利用制限・施設	5	6
防虫・防湿設備	1	2
経費不足	2	3
利用状況調査	1	0
回答なし	8	11
	64	87

(いずれも複数回答)

※ 収容施設の狭隘を訴えるものが最も多い。

※※ 2, 3を通じて、各自治体いずれも、公文書保存・利用についての施策が総体としてきわめて弱いことが看取される。

#### 第4 わが国における文書館設立の動向について

これについては、1968年2月全国公立図書館長協議会が都道府県並びに6大都市の中央図書館に対し依頼した調査の結果が存在している。

これによるとこの時既に開館している所並びに68年度中に開館予定の所は、山口県・東京都・埼玉県・北海道である。なお、この調査には洩れているが、京都府もこの中に入れてよい。(計5)

設立計画が具体的に進められている所は福島・栃木・千葉・山梨・石川・奈良・広島・島根・長崎である。なお、この調査には洩れているが神奈川県も同様である(計10)。

但し、これらの内容は各様であって、本保存法の意図するところまで至っていないものが多い。

#### 第5 各国における地方文書館について

本会議第29回総会(1959年10月)において「公文書散逸防止について」の勧告が採択され、1963年度以降総理府所管のもとに国立公文書館建設関係予算が計上されるに至った(近年開館予定)。この頃より、国立国会図書館並びに総理大臣官房総務課の手により、各国の文書館制度についての調査事業が開始され、その調査結果はいずれも公刊されている。これらはドイツ・イギリス・オランダ・アメリカ・スウェーデン・ソ連における文書館制度の沿革と現状の概要並びに運営上の機構について論じたもので、主対象は国立の中央文書館である。しかしながらこれらの文献は当然地方文書館にも普及している。

学界においては「史学雑誌」が1966年から67年にかけて「各国の文書館」という連続記事をのせた。これに取上げられたのは、イギリス・フランス・インド・ドイツ・オランダ・スイスである。これらは地方文書館についても相当のスペースを割いている。

また「茨城県史研究」は1967年から68年にかけて、小西四郎氏による「世界の古文書館」を連載した。そこにはメキシコ・イギリス・オランダ・フランス・ポルトガル・スペイン・イタリー・パチカン・インドについての記載がある。ここでは雑誌の性質上各国の地方文書館についての記述が少なくない。

つまり、最近では、各国の中央文書館並びに地方文書館についての調査報告がほぼ整うに至り、概略の状況は分るようになってきた(詳細は上記文献参照)。

これらによると、以上の各国には大体州単位に必ず文書館があり、イギリス・フランス・スイスなどでは村単位のものも少なからず存在しているようである。

これらから推して、わが国における地方文書館の設立は極端に遅れており、全く今後の課題として残されてしまっている。と言わねばならない。